

奈良県告示第四百七十七号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		対象手続等の名称
名称	条項	
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）	第十二条第七項	産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の提出
	第十二条第八項	産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の報告
	第十二条の二第八項	特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の提出
	第十二条の二第九項	特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の実施状況の報告

	第十二条の三第六項	産業廃棄物管理票の交付等の状況に関する報告書の提出
二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）	第八条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況に関する届出
三 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年七月奈良県条例第四号）	第十六条第一項	浄化槽保守点検業者の業務に関する報告

二 適用日

平成二十年四月一日